

「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方（案）

■意見募集期間：令和5年6月22日（木）～7月21日（金）

■提出された意見の件数：7件（法人6件、個人1件）

※提出意見数は、意見提出者数としています。

■意見提出者：

○法人【6件】（五十音順）

株式会社 NTT ドコモ、KDDI 株式会社、株式会社 JTOWER、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、Wireless City Planning 株式会社

○個人【1件】

■「有効利用評価方針」の改定案に対する意見募集の結果と提出された意見に対する電波監理審議会の考え方

（五十音順）

No.	意見提出者	項目	提出された意見	電波監理審議会の考え方	提出意見を踏 まえた案の修 正の有無
1	株式会社 NTT ド コモ	全般	有効利用評価方針の改定案は、今後の有効利用評価に向けた検討課題とされた項目を踏まえた適切な考え方に基づく内容であることから賛同いたします。	いただいたご意見については、賛同意見として承ります。	無
2		別紙 5 1 ②安全・ 信頼性の確保	定性的な評価の在り方として、個別の評価項目及び評価基準を明確にする必要があり賛同いたします。 具体的な評価基準は、将来の計画や前年からの改善状況を基準とするだけでなく、これまで積み上げてきた技術導入状況、NW 強靱化に向けた設備増強や体制構築などについて総合的な取組みを勘案した基準となることを希望します。	前段のご意見については、賛同意見として承ります。 後段のご意見については、昨今の情勢を鑑みて、災害対策や通信障害等に係る安心・信頼性の確保について、前年度に比べて改善が見られること、新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいくことが重要と考えられることから、原案のとおりといたします。 なお、有効利用評価方針については、利用実態や技術の進展等を踏まえ、適時適切に見直しを行ってまいります。	無

3	KDDI 株式会社	全般	<p>本件改定案に関して賛同致します。</p> <p>なお、次項に関しては、今後、影響が出る可能性があるため、引き続きご検討をお願い致します。</p>	<p>いただいたご意見については、賛同意見として承ります。</p>	無
4		別紙 5 1 ③データ トラヒック	<p>2. 3GHz 帯においては、ダイナミック周波数共用を国内で初めて運用致します。</p> <p>ダイナミック周波数共用は一次利用者の周波数利用に応じて基地局の停波が行われるため、一次利用者の利用状況によりデータトラヒックが減少となる場合があります。</p> <p>弊社は本年 6 月に基地局免許を取得したため、今年度の評価には直接の関係はございませんが、次年度以降の評価に当たっては、ダイナミック周波数共用を運用する周波数はデータトラフィックが減少となる場合があることをご考慮の上、継続してご検討頂きたいと考えます。</p> <p>なお、ご検討においては、ダイナミック周波数共用が周波数やトラヒックを効率的に利用する手法であるため、新技術の導入に積極的に取り組んでいることを評価頂きたいと考えます。</p>	<p>いただいた 2. 3GHz 帯ダイナミック周波数共用に関するご意見については、ヒアリング等で実態を把握の上、今後の評価の際に参考とさせていただきます。</p>	無
5	株式会社 JTOWER	三、1、(2)、 イ 脚注 16	<p>本脚注では、今まで周波数横断的な定性的評価としての考え方が明記されていなかったものを、今回、改めて記載が行われるものと思料します。</p> <p>評価基準としての定性的な評価の内容が、あらかじめ明確化されることから、評価の透明性の向上に寄与するものとして適切と考えます。</p> <p>そのうえで、以下の意見を申し述べます。</p>	<p>いただいたご意見については、賛同意見として承ります。</p>	無
6			<p>・インフラシェアリングの定義の明確化</p> <p>「①5G 基地局におけるインフラシェアリング」の取り組みについては、総務省において実施される調査によって件数等を収集することと存じますが、具体的にシェアリングのどの形態を件数としてカウントするのかを明確にする必要があると考えます。</p> <p>例えば、無線機及びアンテナ等通信設備を共用するシェアリング形態や、土地及び鉄塔等を共用し無線設備は携帯電話事業者が個別に設置するシェアリング形態等があり、これらのうちの形態を件数計上の対象とするかは、あらかじめ定義付けされていないと携帯電話事業者各社の計上方法にばらつきが出てしまい、データの信頼性が揺らぐ懸念が生じます。</p> <p>この形態の后者については、調査等省令第 9 条に規定される調査対象からは外れるような考えもあろうかと存じますが、効率的な基地局整備ひいては電波の有効利用に寄与する面もあると考えられますので、シェアリング件数として計上されるべきと考えます。</p>	<p>いただいたご意見については、総務省が実施する電波の利用状況調査に係るご意見であり、今回の有効利用評価方針の改定案に対する意見募集の対象外ですが、総務省における今後の調査の参考とされるものと考えます。</p>	無

7			<p>・インフラシェアリングの実施主体を区別した評価</p> <p>シェアリングの形態をより広い視点で見ると、インフラシェアリングの主体が、携帯キャリア主導（グループ会社等を含む）なのか、それ以外のインフラシェアリング事業者によるものか、によっても区別することが出来ます。</p> <p>携帯キャリア主導によるシェアリングについても基地局整備における効率化が見込まれますが、市場競争性が働きづらい側面があります。一方で、インフラシェアリング事業者については、新技術を活用した設備の開発等を盛んに実施するインセンティブが強く働き、その結果、シェアリングがよりスピーディに広く普及することによって、電波の有効利用に寄与するといった効果が強いと考えられます。</p> <p>そのため、有効利用評価においても、インフラシェアリング事業者による形態については、件数を別掲等することで評価を行い、評価(a)の基準である「新技術の開発や導入に積極的に取り組んでいる」の評価要素として、インフラシェアリング事業者の活用度を包含することが必要と考えます。</p>	<p>インフラシェアリングの実施主体による電波の有効利用への寄与の程度については、シェアリング等で実態を把握の上、今後の評価の際に参考とさせていただきます。</p>	無
8			<p>・4G及び5Gを対象にした評価の実施</p> <p>インフラシェアリングの定性的評価の対象を、5G基地局に限定する必要はないと考えます。電波の有効利用を図る観点として、設備投資の効率性も挙げられます。この点を評価するためには、新たに整備を進める5Gに加えて、従来、整備を行ってきた4Gについても追加整備や設備の更新等が発生した際には、シェアリングを活用する場合がありますので、ネットワーク全般を対象にした評価が適切と考えます。</p> <p>なお、この点については、認定が終了した周波数帯等の有効利用を測る指標となる側面もあろうかと考えます。</p>	<p>インフラシェアリングについては、総務省が実施する電波の利用状況調査において5G基地局を対象に調査を行っていることから、5G基地局に係る有効利用評価方針を定めています。</p> <p>4G基地局に係るインフラシェアリングに関するご意見については、今後、総務省における調査の際に参考とされるものと考えます。</p>	無
9			<p>・まとめ</p> <p>前述した3点を考慮しシェアリング形態の別を示して計上方法を明確にすることで、単年の定性的評価のみならず、前年との比較により傾向の評価も行うことが出来るようになります。</p> <p>この場合、周波数帯ごとに調査することも選択肢と考えられますが、定性的評価の側面から離れる懸念もありますので、縦軸に4G/5Gの別を、横軸にシェアリング形態の別をとり、マトリクスを作成し評価を行うことで、前年実績との比較が容易となり、評価の客観性にも寄与することになるものと考えます。</p>	<p>いただいたご意見については、今後の参考とさせていただきます。</p>	無

10	ソフトバンク株式会社 / Wireless City Planning 株式会社	別紙 2 付表、別紙 4 付表 1 及び付表 2 の「総合通信局ごとの基準」	<p>進捗評価における総合通信局ごとの評価基準が、予め公表及び明確化されたことは、調査及び評価の予見性や透明性の確保の観点から有益と考えます。</p> <p>なお、全国での評価と同様に、総合通信局ごとの評価基準における基準値についても、昨年度調査の評価結果報告書で検討課題として挙げられている 3G から 4G・5G へのマイグレーション等の電波の有効利用の観点から望ましい施策については、評価を実施する際に考慮がなされるものと理解しています。</p> <p>また、今後の技術の進展等による基地局ソリューションの変更等、事業者の実態を踏まえて、必要に応じて見直し頂くことを希望いたします。</p>	<p>前段のご意見については、賛同意見として承ります。</p> <p>後段の 3G から 4G 又は 5G へのマイグレーションに関するご意見については、周波数の利用実態等をヒアリング等で把握の上、評価の在り方について検討してまいります。</p> <p>なお、有効利用評価方針については、利用実態や技術の進展等を踏まえ、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>	無
11		別紙 5	<p>評価項目ごとに評価基準が、予め公表及び明確化されたことは、調査及び評価の予見性や透明性の確保の観点から有益と考えます。</p> <p>なお、評価項目ごとの評価基準（特に「MVNO に対するサービス提供」項目）については、例えば、一の免許人の利用形態に加えて、他の免許人との一体的な利用であっても、利用者ニーズに応じ、利用者の利便性向上に資する利用形態であるものについては、評価に加えて頂く等、利用者ニーズや事業者の実態を踏まえた評価基準の見直し等の評価の在り方をご検討頂くことを希望いたします。</p> <p>なお、上記に限らず、必要に応じ、マイグレーションの影響や事業者の実態を踏まえた評価基準の策定や見直し等を行うことを希望いたします。</p>	<p>前段のご意見については、賛同意見として承ります。</p> <p>後段の MVNO に対するサービス提供項目に関するご意見については、利用者ニーズに応じ、利用者の利便性向上に資する一体的な利用の意味するところは必ずしも明らかではないが、自社グループ内に留まらず、多数の MVNO に対しサービス提供を行うことが有効利用に資するものと考えられることから、原案のとおりといたします。</p> <p>なお、有効利用評価方針については、利用実態や技術の進展等を踏まえ、適時適切に見直しを行ってまいります。</p>	無
12	楽天モバイル株式会社	別紙 5 1 ① 5G 基地局におけるインフラシェアリング	<p>4G 基地局におけるインフラシェアリングについても、電波法の「電波の公平且つ能率的な利用を確保することによつて、公共の福祉を増進する」との目的に合致するものであることから、本評価指標においては、5G と 4G を合わせて評価すべきと考えます。</p>	<p>インフラシェアリングについては、総務省が実施する電波の利用状況調査において 5G 基地局を対象に調査を行っていることから、5G 基地局に係る有効利用評価方針を定めています。</p> <p>4G 基地局に係るインフラシェアリングに関するご意見については、今後、総務省における調査の際に参考とされるものと考えま</p>	無

				す。	
13	個人	—	調査結果から楽天が電波の有効利用を行えるのは明らかなのだから、プラチナバンドを配分すべき。プラチナバンドを配分しないのは行政の不作為に当たると思う。権限を行使しないのであれば、第三者機関に委託すべき。	本件は有効利用評価方針の改定案に対する意見募集であり、周波数の割当てに関するご意見については、本意見募集の対象外です。	無